

プロポーザル方式実施説明書

第 1 章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業 務 委 託 名 歴史文化遺産活用方針策定委託業務

イ 業 務 内 容 【資料 2】業務委託仕様書（案）のとおり

ウ 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

エ 契約上限金額 1 5, 8 8 4 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	【資料 1】業務説明資料	
3	【資料 2】業務委託仕様書（案）	
4	【資料 3】プロポーザル方式実施説明書	
5	【資料 4】評価基準	
6	【資料 5】契約書（案）	
7	様式 1	参加意向申出書
8	様式 1 関係	参加資格を確認するために必要な書類（a ～ h）
9	様式 2	参加資格確認結果通知書
1 0	様式 3 - 1	質問書
1 1	様式 3 - 2	質問回答書
1 2	様式 4	企画提案書 ※ 1 0 枚以内
1 3	任意	企画提案書補足資料 ※ 1 0 枚以内
1 4	様式 5 - 1	会社概要表
1 5	様式 5 - 2	積算書（内訳書）
1 6	様式 5 - 3	実施体制表
1 7	様式 5 - 4	委託業務のスケジュール表
1 8	様式 5 - 5	実績書
1 9	様式 6	結果通知書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書等 受付期間	令和7年10月20日(月)から10月29日(水)午後3時まで
参加意向確認結果通知書の交付	令和7年10月31日(金)
質問書 受付期間	令和7年10月20日(月)から11月5日(水)午後3時まで
質問書 回答公表(市HP掲載)	随時、市HPで回答を公表(最終回答日:11月7日(金))
企画提案書等提出期間	令和7年10月20日(月)から11月11日(火)午後3時まで
審査(プレゼンテーション)	令和7年11月17日(月)予定
審査結果通知	令和7年11月19日(水)予定
契約締結	令和7年11月21日(金)予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号 西棟3階

うるま市教育委員会文化財課 担当:横尾

電話 098-923-7182 FAX 098-923-7674

メールアドレス masaki-y@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成17年告示第12号)」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱(平成30年訓令第5号)」別表(以下「指名停止措置要綱」という。)による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無

限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- (7) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)はすべての構成員が満たすものとし、(3)については、構成員のいずれかが満たしていること。
- (8) 受注者は、過去10年以内の「文化財史跡に関する三次元計測」もしくは「文化財VRコンテンツによるプレゼンテーション用データの作成」の業務実績を有していること。
- (9) 受注者は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を選任するものとし、従事技術者の要件は下記とする。

①管理技術者

地域精通度並びに円滑な情報共有・協議調整の実施を考慮し、管理技術者は沖縄県内に在住していること。遺物・遺構の三次元測量の実施について管理技術者（主任技術者）として最近5年以内に3件以上の実績を有していること。

文化財に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者で、「埋蔵文化財調査士」の資格を有していること。

②照査技術者

本業務を実施する上で、必要な専門知識を持つとともに、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者であること。

- (10) 受注者は、業務遂行における品質及び環境保護、また、本業務で取扱う資料のセキュリティ対策及び個人情報保護の観点から、以下の認証規格を有するものとし、契約前に登録証の写しを発注者に提出すること。

①JISQ27001：情報セキュリティマネジメントシステムまたは、②JISQ15001：プライバシーマーク

※上記①、②についてはどちらか一方の取得でも可とする。

③JISQ9001：品質マネジメントシステム

④JISQ14001：環境マネジメントシステム

4 参加手続き等

- (1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和7年10月29日(水)午後3時まで（必着）

イ 提出先 うるま市教育委員会文化財課 担当：横尾

ウ 提出方法 持参又は郵送（受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1）

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

- a 定款（法人のみ） ※写し可
- b 全部事項証明書又は登記簿謄本 ※写し可
- c 国税及び地方税の滞納がないことを証する証明書（3カ月以内のもの）
- d 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書）
- e 暴力団排除に関する誓約書
- f 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）
- g 委任状（支社等に本件業務委託に関する行為を委任する場合に限る。）
- h 誓約書（cの書類が提出できない場合のみ）

※共同企業体による申し出の場合、a～eの書類は、共同企業体を構成するすべての事業者分提出すること。

※cの書類について会社設立直後等の理由により、証明書が発行できない場合は誓約書hを提出すること。

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付方法 参加意向申出者すべてに対して電子メールで通知する。

イ 日 時 令和7年10月31日(金)

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年11月5日(水) 午後5時まで

イ 提出先 うるま市教育委員会文化財課 担当：横尾

ウ 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 様 式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和7年11月5日(水)午後3時まで（必着）

イ 提出先 うるま市教育委員会文化財課 担当：横尾

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール(宛先：masaki-y@city.uruma.lg.jp)

エ 提出書類 質問書（様式3-1）

オ 回答方法 随時、市HPへ回答を公表する。

5 参加資格の喪失

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
- ア 第1章3「参加するために必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- イ 第1章4(1)エ「提出書類」及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

- (1) 提出物
- ア 企画提案書（様式4）
- （A4版を標準とし、片面を1枚、両面を2枚、A3版片面1枚を2枚とみなす。）
- 特定テーマについての企画提案
- 特定テーマ1 「三次元測量データを利用したシステム構築について」
- 特定テーマ2 「歴史文化遺産PR動画制作について」
- 特定テーマ3 「歴史文化遺産の活用方針について」
- イ その他資料
- (ア) 企画提案書補足資料（任意） ※10枚以内
- （A4版を標準とし、片面を1枚、両面を2枚、A3版片面1枚を2枚とみなす。）
- (イ) 会社概要表（様式5-1）
- (ウ) 積算書（様式5-2）
- (エ) 実施体制表（様式5-3）
- (オ) 委託業務のスケジュール表（様式5-4）
- (カ) 実績書（様式5-5）
- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- ※**副本は審査の公平性を期すため提案者が特定できるような内容は空欄にすること。**
- (3) 提出先 うるま市教育委員会文化財課 担当：横尾
- (4) 提出期限 令和7年11月11日(火)午後3時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。）

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3「参加するために必要な資格」に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった提案者の提案。ただし、発注者がプレゼンテーションを開催しない場合は該当しない。
- (5) 積算書（様式5-2）が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 審査（プレゼンテーション）

- (ア) 実施日 令和7年11月17日(月)（予定） ※詳細は対象者に別途連絡する。
- (イ) 審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等の説明のために、必要な機材の使用を認める。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) プレゼンテーションへの出席者は3人以内（うち1人以上は業務を中心的に担当す

る者が望ましい。)とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。

ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年11月19日(水)までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)、(2)に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。